

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)		改正案	現行
第一章 総則(第一条・第二条)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律目次	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律目次	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律目次
第二章 私的独占及び不当な取引制限(第三条—第七条の二)	第二章 私的独占及び不当な取引制限(第三条—第七条の二)	第二章 私的独占及び不当な取引制限(第三条—第七条の二)	第二章 私的独占及び不当な取引制限(第三条—第七条の二)
第三章 事業者団体(第八条—第八条の三)	第三章 事業者団体(第八条—第八条の三)	第三章 事業者団体(第八条—第八条の三)	第三章 事業者団体(第八条—第八条の三)
第四章 第三章の二 独占的状態(第八条の四)	第四章 株式の保有、役員の兼任、合併、分割、株式移転及び事業の譲受け(第九条—第十八条)	第四章 株式の保有、役員の兼任、合併、分割、株式移転及び事業の譲受け(第九条—第十八条)	第四章 株式の保有、役員の兼任、合併、分割、株式移転及び事業の譲受け(第九条—第十八条)
第五章 不公正な取引方法(第十九条—第二十条の七)	第五章 適用除外(第二十一条—第二十三条)	第五章 不公正な取引方法(第十九条—第二十条の七)	第五章 適用除外(第二十一条—第二十三条)
第六章 差止請求及び損害賠償(第二十四条—第二十六条)	第七章 公正取引委員会	第六章 差止請求及び損害賠償(第二十四条—第二十六条)	第七章 公正取引委員会
第七章 公正取引委員会	第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等(第二十七条—第四十四条)	第七章 公正取引委員会	第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等(第二十七条—第四十四条)
第八章 第一節 手続(第四十五条—第七十条の十二)	第二節 第二節 雑則(第七十七条—第八十八条)	第八章 第一節 手続(第四十五条—第七十条の十二)	第二節 第二節 雑則(第七十七条—第八十八条)
第九章 訴訟(第七十七条—第八十八条)	第三節 第三節 雑則(第七十七条—第八十八条)	第九章 訴訟(第七十七条—第八十八条)	第三節 第三節 雜則(第七十七条—第八十八条)
第十章 雜則(第八十八条の二)	第十一章 第十一章 罰則(第八十九条—第一百条)	第十章 雜則(第八十八条の二)	第十一章 罰則(第八十九条—第一百条)
第十一章 罰則(第八十九条—第一百条)	第十二章 第十二章 犯則事件の調査等(第一百一条—第一百十八条)	第十一章 罚則(第八十九条—第一百条)	第十二章 犯則事件の調査等(第一百一条—第一百十八条)
第十二章 犯則事件の調査等(第一百一条—第一百十八条)	附則	第十二章 犯則事件の調査等(第一百一条—第一百十八条)	附則
第七条の二 (略)	(略)	第七条の二 (略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
② (略)	⑤ (略)	② (略)	⑤ (略)
⑥ 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について第四十七条	⑥ 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について第四十七条	⑥ 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について第四十七条	⑥ 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について第四十七条

第一項第四号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日（以下この条において「調査開始日」という。）の一月前の日（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について第六十二条第四項において読み替えて準用する第五十条第一項の規定による通知（次項、第十項及び第二十条の二から第二十条の五までにおいて「事前通知」という。）を受けた日の一月前の日）までに当該違反行為をやめた者（当該違反行為に係る実行期間が二年未満である場合に限る。）であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の八」と、「百分の三」とあるのは「百分の二・四」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・六」と、前項中「百分の四」とあるのは「百分の三・二」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一」と、「百分の一」とあるのは「百分の〇・八」とする。ただし、当該事業者が、次項から第九項までの規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

⑦

第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項、第十九項、第二十二項及び第二十三項において同じ。）又は第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「百分の三」とあるのは「百分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、第四項中「百分の六」とあるのは「百分の九」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。ただし、当該事業者が、第九項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

⑦

第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項、第十九項、第二十二項及び第二十三項において同じ。）又は第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「百分の三」とあるのは「百分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、第四項中「百分の六」とあるのは「百分の九」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。ただし、当該事業者が、第九項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

一 調査開始日から遡り十年以内に、第一項若しくは第四項

の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）又は第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第六十三条

第二項の規定による決定を受けたことがある者

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第一百二条第一項に規定する処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内に、第一項若しくは第四項の規定による命令を受けたことがある者又は第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第六十三条第二項の規定による決定を受けたことがある者

(略)

(24) 第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人がした違反行為並びに当該法人が受けた第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第四項の規定による命令、第十八項及び第二十一項の規定による通知並びに第六十三条第二項の規定による決定（以下この項及び次項において「命令等」という。）は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等とみなして、前各項及び次項の規定を適用する。

(25) (略)

第八条の二 (略)

(略)

③ ② 第八条の二 (略)
公正取引委員会は、事業者団体に対し、第一項又は前項において準用する第七条第二項に規定する措置を命ずる場合に

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、第一項若しくは

第四項の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）又は第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五

十一条第二項の規定による審決を受けたことがある者

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第一百二条第一項に規定する処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、第一項若しくは第四項の規定による命令を受けたことがある者又は第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたことがある者

(略)

(24) 第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人がした違反行為並びに当該法人が受けた第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第四項の規定による命令、第十八項及び第二十一項の規定による通知並びに第五十一条第二項の規定による審決（以下この項及び次項において「命令等」という。）は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等とみなして、前各項及び次項の規定を適用する。

(25) (略)

第八条の二 (略)

(略)

③ ② 第八条の二 (略)
公正取引委員会は、事業者団体に対し、第一項又は前項において準用する第七条第二項に規定する措置を命ずる場合に

において、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。第二十六条第一項において同じ。）に対しても、第一項又は前項において準用する第七条第二項に規定する措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

において、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。第二十六条第一項及び第五十九条第二項において同じ。）に対しても、第一項又は前項において準用する第七条第二項に規定する措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

第十条 (略)

② ⑧

(略)

⑨ 公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとする場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間（公正取引委員会が株式取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出（以下この項において「報告等」という。）を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日と全ての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいずれか遅いまでの期間）内に、株式取得会社に対し、第五十条第一項の規定による通知をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)
⑩ (略)

第二十条の二 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為（第二条第九項第一号に該当するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会

第十条 (略)

② ⑧

(略)

⑨ 公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとする場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間（公正取引委員会が株式取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出（以下この項において「報告等」という。）を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日とすべての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいずれか遅いまでの期間）内に、株式取得会社に対し、第四十九条第五項までの期間）内に、株式取得会社に対し、第五十条第一項の規定による通知をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)
⑩ (略)

第二十条の二 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為（第二条第九項第一号に該当するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会

は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為において当該事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に対し供給した同号イに規定する商品又は役務と同一の商品又は役務（同号ロに規定する違反行為にあつては、当該事業者が同号ロに規定する他の事業者（以下この条において「拒絶事業者」という。）に対し供給した同号ロに規定する商品又は役務と同一の商品又は役務を供給するため必要な商品又は役務を含む。）、拒絶事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に対し当該事業者が供給した当該同一の商品又は役務及び拒絶事業者が当該事業者に対し供給した当該同一の商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項（同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。次条から第二十条の五までにおいて同じ。）若しくは第七条の二第四項の規定による命令（当該命令が確定する場合に限る。第二十条の四及び第二十条の五において同じ。）、第七条の二第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第六十三条第二項の規定による決定を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。）における、当該行為において当該事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に対し供給した同号イに規定する商品又は役務と同一の商品又は役務（同号ロに規定する違反行為にあつては、当該事業者が同号ロに規定する他の事業者（以下この条において「拒絶事業者」という。）に対し供給した同号ロに規定する商品又は役務と同一の商品又は役務を供給するため必要な商品又は役務を含む。）、拒絶事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に対し当該事業者が供給した当該同一の商品又は役務及び拒絶事業者が当該事業者に対し供給した当該同一の商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項（同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。次条から第二十条の五までにおいて同じ。）若しくは第七条の二第四項の規定による命令（当該命令が確定している場合に限る。第二十条の四及び第二十条の五において同じ。）、第七条の二第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 当該行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日（次条から第二十条の五までにおいて「調査開始日」という。）から遡り十年以内に、前条の規定による命令（第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）又はこの条の規定による命令を受けたことのある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内に、前条の規定による命令又はこの条の規定による命令を受けたことのある者

第二十条の三 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為（第二条第九項第二号に該当するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付する

一 当該行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日（次条から第二十条の五までにおいて「調査開始日」という。）からさかのぼり十年以内に、前条の規定による命令（第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）若しくはこの条の規定による命令を受けたことのある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）又は第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合における第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことのある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、前条の規定による命令若しくはこの条の規定による命令を受けたことのある者又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者

第二十条の三 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為（第二条第九項第二号に該当するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。）における、当該行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付する

ことを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項若しくは次条の規定による命令（当該命令が確定している場合に限る。）、第七条の二第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第六十三条第二項の規定による決定を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 調査開始日から遡り十年以内に、第二十条の規定による命令（第二条第九項第二号に係るものに限る。次号において同じ。）又はこの条の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内に、第二十条の規定による命令又はこの条の規定による命令を受けたことがある者

第二十条の四 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為（第二条第九項第三号に該当するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から

付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項若しくは次条の規定による命令（当該命令が確定している場合に限る。）、第七条の二第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定による命令（第一条第九項第二号に係るものに限る。次号において同じ。）若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）又は第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合における第二条第九項第二号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定による命令若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者

第二十条の四 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為（第二条第九項第三号に該当するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から

遡つて三年間とする。）における、当該行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項の規定による命令、同条第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第六十三条第二項の規定による決定を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 調査開始日から遡り十年以内に、第二十条の規定による命令（第二条第九項第三号に係るものに限る。次号において同じ。）又はこの条の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内に、第二十条の規定による命令又はこの条の規定による命令を受けたことがある者

第二十条の五 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為（第二条第九項第四

さかのぼつて三年間とする。）における、当該行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項の規定による命令、同条第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けていたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定による命令（第二条第九項第三号に係るものに限る。次号において同じ。）若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）又は第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合における第二条第九項第三号に係るものに限る。次号において同じ。）を受けたことがある者（当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。）

第二十条の五 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為（第二条第九項第四

号に該当するものに限る。)をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。)における、当該行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項の規定による命令、同条第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第六十三条第二項の規定による決定を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 調査開始日から遡り十年以内に、第二十条の規定による命令(第二条第九項第四号に係るものに限る。次号において同じ。)又はこの条の規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。)

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内に、第二十条の規定による命令又はこの条の規定による命令を受けたことがある者

号に該当するものに限る。)をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。)における、当該行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項の規定による命令、同条第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十五条第二項の規定による審決を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定による命令(第二条第九項第四号に係るものに限る。次号において同じ。)若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。)又は第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合における第二条第九項第四号に係るものに限る。次号において同じ。)を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内に、第二十条の規定による命令若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六条第四項の規定による審決を受けた

第二十一条の七 第七条の二第一一二項から第二十五項まで及び

第二十条の七 第七条の二第二十二項から第二十五項まで及び第二十七項の規定は、第二十条の二から前条までに規定する違反行為が行われた場合に準用する。この場合において、第七条の二第二十二項中「第一項又は第四項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、「第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」とあるのは「九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、同条第二十四項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、「並びに当該法人が受けた第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第四項の規定による命令、第十八項及び第二十一項の規定による通知並びに第六十三条第二項の規定による決定（以下この項及び次項において「命令等」という。）は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等」とあるのは「は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為」と、「前各項及び次項」「第二十条の七において読み替えて準用する前二項及び次項並びに第二十条の二から第二十条の六まで」と、同条第二十五項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、「違反行為及び当該法人が受けた命令等」とあり、及び「違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等」とあるのは「違反行為」と、「前各項」とあるのは「第二十条の七において読み替えて準用する前三項及び第二十条の二から第二十条の六まで」と、「

トある者

第二十条の七 第七条の二第二十二項から第二十五項まで及び第二十七項の規定は、第二十条の二から前条までに規定する違反行為が行われた場合に準用する。この場合において、第七条の二第二十二項中「第一項又は第四項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、「第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」とあるのは「第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、同条第二十三項中「第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、「並びに当該法人が受けた第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第四項の規定による命令、第十八項及び第二十一項の規定による通知並びに第五十一条第二項の規定による審決（以下この項及び次項において「命令等」という。）は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等」とあるのは「は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為」と、「前各項及び次項」とあるのは「第二十条の七において読み替えて準用する前二項及び次項並びに第二十条の二から第二十条の六まで」と、同条第二十五項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、「違反行為及び当該法人が受けた命令等」とあり、及び「違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等」とあるのは「違反行為」と、「前各項」とあるのは「第二十条の七において読み替えて準用する前三項及び第二十条の二から第二十条の六まで」と、「

第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。）中「当該」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六までの規定中「当該」と、「特定事業承継子会社等（第二十五項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下同じ。）」に対し、この項（次項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」と、第四項中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」とあるのは「特定事業承継子会社等に対し、この条の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」とあるのは「特定事業承継子会社等に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」と、第四項中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」と、「第二十二項」とあるのは「第二十条の七において読み替えて準用する第二十二項」と、「受けた特定事業承継子会社等」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等と連帶して」と、「第二十二項」とあるのは「第二十条の七において読み替えて準用する第二十二項」と、「受けた特定事業承継子会社等」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等と連帶して」と、「第二十二項」とあるのは「第二十条の七において読み替えて準用する第二十二項」と、「受けた特定事業承継子会社等」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等（第二十条の七において読み替えて準用する第二十五項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。）」と、同条第二十七項中「実行期間（第四項に規定する違反行為については、違反行為期間）の終了した日」とあるのは「当該行為がなくなりた日」と読み替えるものとする。

第二十六条 前条の規定による損害賠償の請求権は、第四十九条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかつた場合にあつては、第六十二条第一項に規定する納付命令（第八条第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。））が確定した後でなければ、裁判上主張することができない。

② 前項の請求権は、同項の排除措置命令又は納付命令が確定した日から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。）中「当該」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六までの規定中「当該」と、「特定事業承継子会社等（第二十五項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下同じ。）」に対し、この項（次項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」と、第四項中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」と、「第二十二項」とあるのは「第二十条の七において読み替えて準用する第二十二項」と、「受けた特定事業承継子会社等」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等と連帶して」と、「第二十二項」とあるのは「第二十条の七において読み替えて準用する第二十二項」と、「受けた特定事業承継子会社等」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等（第二十条の七において読み替えて準用する第二十五項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。）」と、同条第二十七項中「実行期間（第四項に規定する違反行為については、違反行為期間）の終了した日」とあるのは「当該行為がなくなりた日」と読み替えるものとする。

第二十六条 前条の規定による損害賠償の請求権は、第四十九条第一項に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかつた場合にあつては、第五十条第一項に規定する納付命令（第八条第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。））又は第六十六条第四項の審決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。

② 前項の請求権は、同項の排除措置命令若しくは納付命令又は審決が確定した日から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

て消滅する。

第三十五条（略）

(略)

事務総長は、事務総局の局務を統理する。

④
⑥
(略)

⑦
•
⑧

第四十九条 公正取引委員会は、第七条第一項若しくは第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項若しくは第三項、第十七条の二又は第二十条第一項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならぬ。

第五十条 公正取引委員会は、前条の意見聴取を行うに当たつては、意見聴取を行うべき期日までに相当な期間をおいて、
排除措置命令の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項
を書面により通知しなければならない。

第三十五条
(略)

(略)

③ 事務総長は、事務総局の局務（第五十六条第一項の規定により、公正取引委員会が審判官を指定して行わせることとした事務を除く。）を統理する。

卷三

(7) 審判手続（審決を除く）の全部、事務総局に審判官を置く。

審判官の定数は、政令で定める。

引委員会が定
⑩・⑪ (略)

一 予定される排除措置命令の内容

二 公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用

三 意見聴取の期日及び場所

四 意見聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

② 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 意見聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠を提出し、又は意見聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠を提出することができる。

二 意見聴取が終結する時までの間、第五十一条の規定による証拠の閲覧又は謄写を求めることができる。

第五十一条 当事者は、第五十条第一項の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。
② 代理人は、各自、当事者のために、意見聴取に関する一切の行為をすることができる。

第五十二条 当事者は、第五十条第一項の規定による通知があつた時から意見聴取が終結する時までの間、公正取引委員会に対し、当該意見聴取に係る事件について公正取引委員会の認定した事實を立証する証拠の閲覧又は謄写（謄写については、当該証拠のうち、当該当事者若しくはその従業員が提出したもの又は当該当事者若しくはその従業員の供述を録取したものとして公正取引委員会規則で定めるものの謄写に限る。以下この条において同じ。）を求めることができる。この場合において、公正取引委員会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は謄写を拒むことができない。

- ② 前項の規定は、当事者が、意見聴取の進行に応じて必要となつた証拠の閲覧又は謄写を更に求めることが妨げない。
- ③ 公正取引委員会は、前二項の閲覧又は謄写について日時及び場所を指定することができる。

第五十三条 意見聴取は、公正取引委員会が事件ごとに指定するその職員（以下「指定職員」という。）が主宰する。

② 公正取引委員会は、前項に規定する事件について審査官の職務を行つたことのある職員その他の当該事件の調査に関する事務に従事したことのある職員を意見聴取を主宰する職員として指定することができない。

第五十四条 指定職員は、最初の意見聴取の期日の冒頭において、当該意見聴取に係る事件について第四十七条第二項の規定により指定された審査官その他の当該事件の調査に関する事務に従事した職員（次項及び第三項並びに第五十六条第一項において「審査官等」という。）に、予定される排除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事実及び第五十二条第一項に規定する証拠のうち主要なもの並びに公正取引委員会の認定した事実に対する法令の適用を意見聴取の期日に出頭した当事者に対し説明させなければならない。

② 当事者は、意見聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに指定職員の許可を得て審査官等に対し質問を発することができる。

③ 指定職員は、意見聴取の期日において必要があると認めるときは、当事者に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠の提出を促し、又は審査官等に対し説明を求めることができる。

④ 意見聴取の期日における意見聴取は、公開しない。

第五十五条 当事者は、意見聴取の期日への出頭に代えて、指定職員に対し、意見聴取の期日までに陳述書及び証拠を提出することができる。

第五十六条 指定職員は、意見聴取の期日における当事者による意見陳述、証拠提出及び質問並びに審査官等による説明（第五十八条第一項及び第二項において「当事者による意見陳述等」という。）の結果、なお意見聴取を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

② 前項の場合においては、当事者に対し、あらかじめ、次の意見聴取の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、意見聴取の期日に出頭した当事者に対しては、当該意見聴取の期日においてこれを告知すれば足りる。

第五十七条 指定職員は、当事者が正当な理由なく意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第五十五条に規定する陳述書又は証拠を提出しない場合には、当該当事者に対し改めて意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。

② 指定職員は、前項に規定する場合のほか、当事者が意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第五十五条に規定する陳述書又は証拠を提出しない場合において、当該当事者の意見聴取の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、当該当事者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠の提出を求め、当該期限が到来したときに意見聴取を終結することができる。

第五十八条 指定職員は、意見聴取の期日における当事者によ

る意見陳述等の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、第五十条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に対する当事者の陳述の要旨を明らかにしておかなければならぬ。

② 前項に規定する調書は、意見聴取の期日における当事者による意見陳述等が行われた場合には各期日ごとに、当該当事者による意見陳述等が行われなかつた場合には意見聴取の終結後速やかに作成しなければならない。

③ 第一項に規定する調書には、提出された証拠（第五十五条の規定により陳述書及び証拠が提出されたときは、提出された陳述書及び証拠）を添付しなければならない。

④ 指定職員は、意見聴取の終結後速やかに、当該意見聴取に係る事件の論点を整理し、当該整理された論点を記載した報告書を作成し、第一項に規定する調書とともに公正取引委員会に提出しなければならない。

⑤ 当事者は、第一項に規定する調書及び前項に規定する報告書の閲覧を求めることができる。

第五十九条 公正取引委員会は、意見聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、指定職員に対し、前条第四項の規定により提出された報告書を返戻して意見聴取の再開を命ずることができる。

② 第五十六条第二項本文の規定は、前項の場合について準用する。

第六十条 公正取引委員会は、排除措置命令に係る議決をするときは、第五十八条第一項に規定する調書及び同条第四項に規定する報告書の内容を十分に参酌してしなければならない。

第六十一条 排除措置命令は、文書によつて行い、排除措置命令書には、違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保するためには必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

(略)

第四十九条 第七条第一項若しくは第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項若しくは第三項、第十七条の二又は第二十条第一項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）は、文書によつてこれを行い、排除措置命令書には、違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び第六十九条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

(略)

④ 公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。

⑤ 排除措置命令の名あて人となるべき者は、前項の規定により意見を述べ、又は証拠を提出するに当たつては、代理人（弁護士、弁護士法人又は公正取引委員会の承認を得た適当な者に限る。第五十二条第一項、第五十七条、第五十九条、第六十条及び第六十三条において同じ。）を選任することができる。

公正取引委員会は、第三項の規定による意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与するときは、その意見を述べ、及び証拠を提出することができる期限までに相当な期間をおいて、排除措置命令の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
一 予定される排除措置命令の内容
二 公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の

適用

三 公正取引委員会に対し、前二号に掲げる事項について、意見を述べ、及び証拠を提出することができる旨並びにその期限

(6)

排除措置命令に不服がある者は、公正取引委員会規則で定めるところにより、排除措置命令書の謄本の送達があつた日から六十日以内（天災その他この期間内に審判を請求しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内）に、公正取引委員会に対し、当該排除措置命令について、審判を請求することができる。

(7)

前項に規定する期間内に同項の規定による請求がなかつたときは、排除措置命令は、確定する。

第六十二条 第七条の二第一項（同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定による命令（以下「納付命令」という。）は、文書によつて行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載し、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

（略）

③ 第一項の課徴金の納期限は、課徴金納付命令書の謄本を発する日から七月を経過した日とする。

④ 第四十九条から第六十条までの規定は、納付命令について準用する。この場合において、第五十条第一項第一号中「予定される排除措置命令の内容」とあるのは、「納付を命じようとする課徴金の額」と、同項第二号中「公正取引委員会の認

第五十条 第七条の二第一項（同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定による命令（以下「納付命令」という。）は、文書によつてこれを行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎、課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載し、委員長及び第六十九条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

（略）

③ 第一項の課徴金の納期限は、課徴金納付命令書の謄本を発する日から三月を経過した日とする。

④ 納付命令に不服がある者は、公正取引委員会規則で定めるところにより、課徴金納付命令書の謄本の送達があつた日から六十日以内（天災その他この期間内に審判を請求しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由が

定した事実及びこれに対する法令の適用」とあり、及び第五十二条第一項中「公正取引委員会の認定した事実」とあるのは「課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為」と、第五十四条第一項中「予定される排除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事実及び第五十二条第一項に規定する証拠のうち主要なもの並びに公正取引委員会の認定した事実に対する法令の適用」とあるのは「納付を命じようとする課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為並びに第六十二条第四項の規定により読み替えて準用する第五十二条第一項に規定する証拠のうち主要なもの」と読み替えるものとする。

やんだ日の翌日から起算して一週間以内)に、公正取引委員会に対し、当該納付命令について、審判を請求することができる。

(5) 前項に規定する期間内に同項の規定による請求がなかつたときは、納付命令は、確定する。

(6) 前条第三項から第五項までの規定は、納付命令について準用する。この場合において、同項第一号中「予定される排除措置命令の内容」とあるのは「納付を命じようとする課徴金の額」と、同項第二号中「公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用」とあるのは「課徴金の計算の基礎及びその課徴金に係る違反行為」と読み替えるものとする。

第六十三条 第七条の二第一項(同条第二項において読み替えられて準用する場合を含む。次項において同じ。)又は第四項の規定により公正取引委員会が納付命令を行つた後、同一事件について、当該納付命令を受けた者に対し、罰金の刑に処する確定裁判があつたときは、公正取引委員会は、決定で、当該納付命令に係る課徴金の額を、その額から当該裁判において命じられた罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額に変更しなければならない。ただし、当該納付命令に係る課

第五十一条 第七条の二第一項(同条第二項において読み替えられて準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)又は第四項の規定により公正取引委員会が納付命令を行つた後、同一事件について、当該納付命令を受けた者に対し、罰金の刑に処する確定裁判があつたときは、公正取引委員会は、公正取引委員会の審決で、当該納付命令に係る課徴金の額を、その額から当該裁判において命じられた罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額に変更しなければならない。ただし、当該納付命

徴金の額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該変更後の額が百万円未満となるときは、この限りでない。

(2) 前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、決定で、当該第七条の二第一項又は第四項の規定による納付命令を取り消さなければならない。

(3) 前二項の規定による決定は、文書によつて行い、決定書には、公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を記載し、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

(4) 第一項及び第二項の規定による決定は、その名宛人に決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

(5) 公正取引委員会は、第一項及び第二項の場合において、変更又は取消し前の納付命令に基づき既に納付された金額（第六十九条第二項に規定する延滞金を除く。）で、還付すべきものがあるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

令に係る課徴金の額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該変更後の額が百万円未満となるときは、この限りでない。

(2) 前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、審決で、当該第七条の二第一項又は第四項の規定による納付命令を取り消さなければならない。

(3) 第一項本文の場合において、当該第七条の二第一項又は第四項の規定による納付命令に係る審判手続が終了していないときは、公正取引委員会は、第一項本文の規定にかかるわらず、当該同条第一項又は第四項の規定による納付命令に係る審判の請求に対する審決において、当該同条第一項又は第四項の規定による納付命令に係る課徴金の額を当該審判手続を経て決定された額から第一項本文に規定する罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額に変更するものとする。

(4) 公正取引委員会は、前三項の場合において、変更又は取消し前の納付命令に基づき既に納付された金額（第七十条の九第三項に規定する延滞金を除く。）で、還付すべきものがあるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

第五十二条 第四十九条第六項又は第五十条第四項の規定による審判の請求（以下「審判請求」という。）をする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を公正取引委員会に提出しなければならない。

- 一 審判請求をする者及びその代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 審判請求に係る命令

三 審判請求の趣旨及び理由

② 前項第三号に規定する趣旨は、命令の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするよう記載するものとし、同号に規定する理由においては、排除措置命令又は納付命令（第五項四項並びに第七十条の人において「原処分」という。）に対する主張（排除措置命令につてはその原因となる事実に対する主張、納付命令につては課徴金の計算の基礎に対する主張）が明らかにされていなければならない。

③ 審判請求があつた場合には、公正取引委員会は、第六十六条第一項の規定に該当する場合を除き、遅滞なく、当該審判請求に係る命令について審判手続を開始しなければならない。

④ 審判請求は、当該審判請求に係る命令についての最終の審判の期日までは、いつでも、書面により取り下げることができる。
⑤ 第五十五条第三項の規定により審判手続が開始された後、前項の取下げがあつたときは、原処分は、確定する。

第五十三条 独占的状態があると認める場合（第八条の四第一項ただし書に規定する場合を除く。第六十七条第一項において同じ。）において、事件を審判手続に付することが公共の利益に適合すると認めるとときは、公正取引委員会は、当該事件について審判手続を開始することができる。

② 公正取引委員会は、前項の規定により審判手続を開始しようとするとときは、当該事業者の営む事業に係る主務大臣に協議しなければならない。

第五十四条 公正取引委員会は、排除措置命令に係る審判請求

があつた場合において必要と認めるときは、当該排除措置命令の全部又は一部の執行を停止することができる。

② 前項の規定により執行を停止した場合において、当該執行の停止により市場における競争の確保が困難となるおそれがあるときその他必要があると認めるとときは、公正取引委員会は、当該執行の停止を取り消すものとする。

第五十五条 公正取引委員会は、第五十二条第三項の規定により審判手続を開始するときは、審判請求をした者に対し、その旨を記載した審判開始通知書を送付しなければならない。

② 第五十三条第一項の規定による審判開始決定は、文書についてこれを行い、審判開始決定書には、事件の要旨及び第八条の四第一項に規定する措置の名あて人の氏名又は名称を記載し、かつ、委員長及び決定の議決に参加した委員がこれに記名押印しなければならない。

③ 審判手続は、第一項の審判請求をした者に審判開始通知書を送付し、又は前項の名あて人に審判開始決定書の謄本を送達することにより、開始する。

④ 第一項の審判請求をした者又は第二項の名あて人（以下「被審人」という。）には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。

⑤ 審判の期日は、審判開始通知書を発した日又は審判開始決定書の謄本を発した日から三十日後に、これを定めなければならぬ。ただし、被審人の同意を得たときは、この限りでない。

⑥ 第二項に規定する審判開始決定書の謄本の送達を受けた者は、これに対する答弁書を遅滞なく公正取引委員会に提出しなければならない。

第五十六条 公正取引委員会は、審判手続を開始した後、事件ごとに審判官を指定し、公正取引委員会規則で定めるところにより、第四十一条の規定による調査の嘱託及び第四十七条第一項各号に掲げる処分のほか、その後の審判手続（審決を除く。次項、第六十三条及び第六十四条において同じ。）の全部又は一部を行わせることができる。ただし、当該事件について審査官の職務を行つたことのある者その他当該事件の審査に関与したことのある者については、指定することができない。

② 前項の規定により指定された審判官（複数の者が指定された場合には、そのうち指名された一人の者）は、公正取引委員会規則で定めるところにより、同項の規定に基づき公正取引委員会が行わせることとした審判手続に係る事務を指揮するものとする。

第五十七条 公正取引委員会又は審判官は、被審人又はその代理人が、正当な理由がなく、審判の期日に出頭しないときにおいても、審判を行うことができる。

第五十八条 第四十七条第二項の規定により指定された審査官は、審判に立ち会い、原処分の原因となる事実及び法令の適用並びに原処分が相当であること（当該審判が第八条の第四項に係る事件についての審判である場合にあつては、独占的状態に該当する事実）について主張し、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

② 審査官は、前項の場合において、原処分の原因となる事実及び法令の適用（当該審判が第八条の四第一項に係る事件についての審判である場合にあつては、独占的状態に該当する事実）について変更（公正取引委員会規則で定める範囲のも

のに限る。)の必要があると認めるときは、これを主張することができる。ただし、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

第五十九条 被審人又はその代理人は、審判に際して、公正取引委員会が当該事件についてした原処分又は第八条の四第一項の規定により命じようとする措置が不当である理由を述べかつ、これを立証する資料を提出し、公正取引委員会に対し、必要な参考人を審尋し、鑑定人に鑑定を命じ、帳簿書類その他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、必要な場所に立ち入つて業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは調査を嘱託することを求め、又は公正取引委員会が出頭を命じた参考人若しくは鑑定人を審尋し、若しくは調査を嘱託された者に質問することができる。

- (2) 納付命令に係る審判手続において、被審人(第八条第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者を除く。以下この項において同じ。)又はその代理人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納付命令に係る違反行為(第三号の場合にあつては、当該認定に係る部分に限る。)の不存在を主張することができない。
- 一 第四十九条第七項の規定により納付命令に係る違反行為についての排除措置命令(当該納付命令を受けた者と同一の者に対するものに限る。)が確定したとき。
 - 二 被審人又はその代理人が納付命令に係る違反行為についての排除措置命令について、審判請求を取り下げたとき。
 - 三 納付命令に係る違反行為についての排除措置命令に係る審決において、当該違反行為の全部又は一部が認定されたとき。

第六十条 公正取引委員会又は審判官は、審査官又は被審人若しくはその代理人から申出のあつた証拠を採用しないときは、その理由を示さなければならない。

第六十一条 審判は、これを公開しなければならない。ただし、事業者の事業上の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

(2) 審判においては、公正取引委員会規則で定めるところにより、調書を作成しなければならない。

第六十二条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第一百四十三条から第百四十七条まで、第一百四十九条、第一百五十四条规定から第百五十六条まで、第一百六十五条及び第一百六十六条の規定は、公正取引委員会又は審判官が、審判に際して、参考人を審尋し、又は鑑定人に鑑定を命ずる手続について、これを準用する。

(2) 前項の場合において、「裁判所」とあるのは「公正取引委員会又は審判官」と、「証人」とあるのは「参考人」と、「尋問」とあるのは「審尋」と、「被告人」とあるのは「被審人」とそれぞれ読み替えるものとする。

第六十三条 公正取引委員会は、第五十六条第一項の規定により審判官に審判手続の全部又は一部を行わせた場合において、被審人又はその代理人の申出があるときは、これらの者が直接公正取引委員会に対し陳述する機会を与えなければならぬ。ただし、第五十二条第三項の規定により納付命令に係る審判手続が開始された場合において、当該納付命令に係る違反行為についての排除措置命令に係る審決において当該違

反行為が認定されているときは、この限りでない。

第六十四条 第八条の四第一項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）は、文書によつて行い、競争回復措置命令書には、独占的状態に係る商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び

次条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

② 競争回復措置命令は、その宛人に競争回復措置命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

③ 競争回復措置命令は、確定しなければ執行することができない。

④ 第四十九条から第六十条までの規定は、競争回復措置命令について準用する。

⑤ 公正取引委員会は、前項において準用する第五十条第一項の規定による通知をしようとするときは、当該事業者の営む事業に係る主務大臣に協議し、かつ、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

第六十四条 公正取引委員会又は審判官は、適當と認めるときは、職権で、審判手続を併合し、又は分離することができる。

第六十五条 公正取引委員会は、第八条の四第一項に係る事件について第五十三条第一項の規定により審判開始決定をした後、被審人が、審判開始決定書記載の事実及び法律の適用を認めて、公正取引委員会に対し、その後の審判手続を経ないで審決を受ける旨を文書をもつて申し出て、かつ、独占的状態に係る商品又は役務について競争を回復させるために自らるべき具体的措置に関する計画書を提出した場合において、適當と認めたときは、その後の審判手続を経ないで当該計画書記載の具体的措置と同趣旨の審決をすることができる。

第六十六条 審判請求が法定の期間経過後にされたものであるときその他不適法であるときは、公正取引委員会は、審決で、当該審判請求を却下する。

② 審判請求が理由がないときは、公正取引委員会は、審判手続を経た後、審決で、当該審判請求を棄却する。

③ 審判請求が理由があるときは、公正取引委員会は、審判手続を経た後、審決で、原処分の全部又は一部を取り消し、又はこれを変更する。

④ 公正取引委員会は、前項の規定により原処分の全部又は一部を取り消す場合において、当該原処分の時までに第三条、第六条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する行為があり、かつ、当該原処分の時において既に当該行為がなくなつていると認めるときは、審決で、その旨を明らかにしなければならない。

第六十七条 公正取引委員会は、審判手続を経た後、独占的状態があると認める場合には、審決で、被審人に対し、第八条の四第一項に規定する措置を命じなければならない。

② 公正取引委員会は、審判手続を経た後、審判開始決定の時までに独占的状態に該当する事実がなかつたと認める場合、審判開始決定の時までに独占的状態に該当する事実があり、かつ、既に独占的状態に該当する事実がなくなつていると認める場合又は独占的状態に該当する事実があつて第八条の四第一項ただし書に該当すると認める場合には、審決で、その旨を明らかにしなければならない。

第六十八条 第六十六条第二項から第四項まで及び前条の規定による審決においては、被審人が争わない事実及び公知の事実を除き、審判手続において取り調べた証拠によつて事実を認定しなければならない。

第六十五条 排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びにこの節の規定による決定（第七十条第二項に規定する支払決定を除く。以下同じ。）は、委員長及び委員の合議によらなければならぬ。

② 第三十四条第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の合議について準用する。

③ 競争回復措置命令をするには、前項において準用する第三十四条第二項の規定にかかわらず、三人以上の意見が一致しなければならない。

第六十六条 公正取引委員会の合議は、公開しない。

第六十九条 排除措置命令、納付命令及び審決は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

② 第三十四条第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の合議にこれを準用する。

③ 第八条の四第一項の措置を命ずる審決をするには、前項において準用する第三十四条第二項の規定にかかわらず、三人以上の意見が一致しなければならない。

第七十条 公正取引委員会の合議は、これを公開しない。

第七十条の二 審決は、文書によつてこれを行い、審決書には公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用並びに納付命令に係る第六十六条第三項の審決にあつては、課徴金の計算の基礎を示し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。

審決書には、少數意見を付記することができる。

③ 審決は、被審人その他その名あて人に審決書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

④ 第八条の四第一項の措置を命ずる審決は、確定しなければ執行することができない。

第七十条の三 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、職権で、審決の結果について関係のある第三者を当事者として審判手続に参加させることができる。ただし、あらかじめ被審人及び当該第三者を審尋しなければならない。

第七十条の四 関係のある公務所又は公共的な団体は、公益上必要があると認めるとときは、公正取引委員会の承認を得て、当事者として審判手続に参加することができる。

第六十七条

(略)

第七十条の五

(略)

第七十条の六 公正取引委員会が排除措置命令をしたときは、被審人は、裁判所の定める保証金又は有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次条第一項及び第七十条の十四において同じ。）を供託して、当該排除措置命令が確定するまでその執行を免れることができる。

② 前項の規定による裁判は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、これを行う。

第七十条の七 被審人が、前条第一項の規定により供託をした場合において、当該排除措置命令が確定したときは、裁判所は、公正取引委員会の申立てにより、供託に係る保証金又是有価証券の全部又は一部を没収することができる。

② 前条第二項の規定は、前項の規定による裁判に、これを準用する。

第六十八条 公正取引委員会は、排除措置命令をした後又は競争回復措置命令が確定した後においても、特に必要があると

第七十条の八 公正取引委員会は、排除措置命令（第四十九条第七項又は第五十二条第五項の規定により確定したものに限

きは、第四十七条の規定により、これらの命令において命じた措置が講じられているかどうかを確かめるために必要な処分をし、又はその職員をして処分をさせることができる。

第六十九条（略）

② 公正取引委員会は、前項の規定による督促をしたときは、その督促に係る課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

③（略）

る。）又は第六十六条第一項から第三項までの審決（原処分の全部を取り消す審決を除く。）若しくは第六十五条若しくは第六十七条第一項の規定による審決をした後においても、特に必要があるときは、第四十七条の規定により、これらの命令又は審決において命じ、又は維持した措置が講じられているかどうかを確かめるために必要な処分をし、又はその職員をして処分をさせることができる。

第七十条の九（略）

② 前項の規定にかかわらず、納付命令について審判請求がされたとき（第六十六条第一項の規定により当該審判請求が却下された場合を除く。次項において同じ。）は、公正取引委員会は、当該審判請求に対する審決をした後、同条第三項の規定により当該納付命令の全部を取り消す場合を除き、速やかに督促状により期限を指定して当該納付命令に係る課徴金及び次項の規定による延滞金があるときはその延滞金の納付を督促しなければならない。ただし、当該納付命令についての審判請求に対する審決書の謄本が送達された日までに当該課徴金及び延滞金の全部が納付されたときは、この限りでない。

③ 公正取引委員会は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ、当該課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合（当該課徴金に係る納付命令について審判請求がされたときは、当該審判請求に対する審決書の謄本の送達の日までは年七・二五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合）で計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

④（略）

④ 公正取引委員会は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、その督促に係る課徴金及び第二項に規定する延滞金を徴収することができる。

⑤ (略)

第七十条 公正取引委員会は、第七条の二第二十五項（第二十条の七において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により第七条の二第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定による課徴金の納付を命じた場合において、これらの規定による納付命令に基づき既に納付された金額で、還付すべきものがあるとき（第六十三条第五項に規定する場合を除く。）は、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

② 公正取引委員会は、前項の金額を還付する場合には、当該金額の納付があつた日の翌日から起算して一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をした日までの期間の日数に応じ、その金額に年七・二五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて計算した金額をそのまま還付すべき金額に加算しなければならない。

③ 前条第二項ただし書及び第三項の規定は、前項の規定により加算する金額について準用する。

⑤ 公正取引委員会は、第一項又は第二項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

⑥ (略)

第七十条の十 公正取引委員会は、第七条の二第二十五項（第二十条の七において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により第七条の二第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定による課徴金の納付を命じた場合において、これらの規定による納付命令に基づき既に納付された金額で、還付すべきものがあるとき（第五十一条第四項又は次項に規定する場合を除く。）は、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

② 公正取引委員会は、第六十六条第三項の規定により納付命令の全部又は一部を取り消した場合において、取消し前の納付命令に基づき既に納付された金額で、還付すべきものがあるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

③ 公正取引委員会は、第一項の金額を還付する場合には当該金額の納付があつた日の翌日から起算して一月を経過する日の翌日から、前項の金額を還付する場合には当該金額の納付があつた日の翌日から、それぞれその還付のための支払決定をした日までの期間の日数に応じ、その金額に年七・二五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて計算した金額をそのまま還付すべき金額に加算しなければならない。

④ 前条第三項ただし書及び第四項の規定は、前項の規定により加算する金額について準用する。

第七十条の二 公正取引委員会は、第十一条第一項又は第二項の認可の申請があつた場合において、当該申請を理由がないと認めるときは、決定でこれを却下しなければならない。

(2) 第四十五条第二項の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(3) 第六十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による決定について準用する。

第七十条の三 公正取引委員会は、第十一条第一項又は第二項の認可をした場合において、その認可の要件である事実が消滅し、又は変更したと認めるときは、決定でこれを取り消し、又は変更することができる。

(2) 第四十九条から第六十条まで並びに第六十三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

(3) 公正取引委員会は、経済事情の変化その他の事由により、排除措置命令又は競争回復措置命令を維持することが不適当であると認めるときは、決定でこれを取り消し、又は変更することができる。ただし、排除措置命令又は競争回復措置命令の名宛人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

(4) 第六十三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

第七十条の四 (略)

(2) 前項の規定による裁判は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により行う。

第七十条の十一 公正取引委員会は、第十一条第一項又は第二項の認可の申請があつた場合において、当該申請を理由がないと認めるときは、審決でこれを却下しなければならない。

(2) 第四十五条第二項の規定は、前項の認可の申請があつた場合についてこれを準用する。

第七十条の十二 公正取引委員会は、第十一条第一項又は第二項の認可をした場合において、その認可の要件である事実が消滅し、又は変更したと認めるときは、審判手続を経て、審決でこれを取り消し、又は変更することができる。この場合において、公正取引委員会は、職権で審判手続を開始することができる。

(2) 公正取引委員会は、経済事情の変化その他の事由により、排除措置命令又は第六十五条若しくは第六十七条第一項の規定による審決を維持することが不適当であると認めるときは、審決でこれを取り消し、又は変更することができる。ただし、審決でこれを取り消し、又は変更することができる。ただし、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

第七十条の十三 (略)

(2) 第七十条の六第二項の規定は、前項の規定による裁判に、これを準用する。

第七十条の五 前条第一項の規定による裁判については、裁判所の定める保証金又は有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次項において同じ。）を供託して、その執行を免れることができること。

- ② 前項の規定により供託をした場合において、前条第一項の規定による裁判が確定したときは、裁判所は、公正取引委員会の申立てにより、供託に係る保証金又は有価証券の全部又は一部を没収することができる。
- ③ 前条第二項の規定は、前二項の規定による裁判について準用する。

第七十条の十四 前条第一項の規定による裁判については、裁判所の定める保証金又は有価証券を供託して、その執行を免かれることができる。

- ② 第七十条の七の規定は、前項の規定による供託に係る保証金又は有価証券の没収にこれを準用する。

第七十条の十五 利害関係人は、公正取引委員会に対し、審判手続が開始された後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は排除措置命令書、課徴金納付命令書、審判開始決定書若しくは審決書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。この場合において、公正取引委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めたときその他正当な理由があるときでなければ、事件記録の閲覧又は謄写を拒むことができない。

② 公正取引委員会は、前項の規定により謄写をさせる場合において、謄写した事件記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。

第七十条の六 （略）

第七十条の七 （略）

第七十条の八 （略）

第七十条の十六 （略）

第七十条の十七 （略）

第七十条の十八 （略）

② ④ (略)

第七十条の九 (略)

② 公正取引委員会の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第七十条の七において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して公正取引委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第七十条の十 この法律に定めるものを除くほか、公正取引委員会の調査に関する手続その他の事件の処理及び第七十条の五第一項の供託に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の十一 公正取引委員会がする排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令及び第七十条の二第一項に規定する認可の申請に係る处分並びにこの節の規定による決定その他の処分（第四十七条第二項の規定によつて審査官がする处分及び第五十六条第一項の規定によつて指定職員がする処分を含む。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第七十条の十二 公正取引委員会がした排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びにこの節の規定による決定その他の処分（第四十七条第二項の規定によつて審査官がした処分及びこの節の規定によつて指定職員がした処分を含む。）については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による

② ④ (略)

第七十条の十九 (略)

② 公正取引委員会の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第七十条の六第一項及び第七十条の十四第一項の供託に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の二十 この法律に定めるものを除くほか、公正取引委員会の調査及び審判に関する手続その他の事件の処理並びに第七十条の六第一項及び第七十条の十四第一項の供託に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の二十一 公正取引委員会がする排除措置命令、納付命令及び第七十条の十一第一項に規定する認可の申請に係る处分並びにこの節の規定による審決その他の処分（第四十七条第二項の規定によつて審査官がする処分及び第五十六条第一項の規定によつて審判官がする処分を含む。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第七十条の二十二 公正取引委員会がした排除措置命令及び納付命令並びにこの節の規定による審決その他の処分（第四十七条第二項の規定によつて審査官がした処分及び第五十六条第一項の規定によつて審判官がした処分を含む。）については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による

)による不服申立てをすることができない。

不服申立てをすることができない。

第七十三条 削除

第七十五条 第四十七条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

第七十六条 (略)

②前項の規定により事件の処理手続について規則を定めるに当たつては、排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びに前節の規定による決定（以下「排除措置命令等」といふ。）の名宛人となるべき者が自己の主張を陳述し、及び立証するための機会が十分に確保されること等当該手続の適正の確保が図られるよう留意しなければならない。

第七十六条 (略)

第七十五条 第四十七条第一項第一号若しくは第二号又は第二項又は第五十六条第一項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

②前項の規定により事件の処理手続について規則を定めるに当たつては、被審人が自己の主張を陳述し、及び立証するための機会が十分に確保されること等当該手続の適正の確保が図られるよう留意しなければならない。

第七十七条 公正取引委員会の審決の取消しの訴えは、審決がその効力を生じた日から三十日（第八条の四第一項の措置を命ずる審決については、三月）以内に提起しなければならない。

前項の期間は、不变期間とする。

③②前項の期間は、不变期間とする。
審判請求をすることができる事項に関する訴えは、審決に對するものでなければ、提起することができない。

第七十七条 排除措置命令等に係る行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟に

第七十八条 公正取引委員会の審決に係る行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告

ついては、公正取引委員会を被告とする。

訴訟については、公正取引委員会を被告とする。

第七十九条 訴えの提起があつたときは、裁判所は、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該事件の記録（事件関係人、参考人又は鑑定人の審尋調書及び審判調書その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。）の送付を求めなければならぬ。

第八十条 第七十七条第一項に規定する訴訟については、公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。
② 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所がこれを判断するものとする。

第八十一条 当事者は、裁判所に対し、当該事件に関する新しい証拠の申出をすることができる。ただし、公正取引委員会が認定した事実に関する証拠の申出は、次の各号の一に該当することを理由とするものであることを要する。

一 公正取引委員会が、正当な理由がなくて、当該証拠を採用しなかつた場合

二 公正取引委員会の審判に際して当該証拠を提出することができるず、かつ、これを提出できなかつたことについて重大な過失がなかつた場合

② 前項ただし書に規定する証拠の申出については、当事者において、同項各号の一に該当する事実を明らかにしなければならない。

③ 裁判所は、第一項ただし書に規定する証拠の申出に理由があり、当該証拠を取り調べる必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、当該事件を差し戻し、当該証拠を取り

調べた上適当な措置をとるべきことを命じなければならぬ。

第八十二条 裁判所は、公正取引委員会の審決が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを取り消すことができる。

一 審決の基礎となつた事実を立証する実質的な証拠がない場合

二 審決が憲法その他の法令に違反する場合

② 公正取引委員会は、審決（第六十六条の規定によるものに限る。）の取消しの判決が確定したときは、判決の趣旨に従い、改めて審判請求に対する審決をしなければならない。

第八十三条 裁判所は、公正取引委員会の審決（第六十七条及び第七十条の十二第一項の規定によるものに限る。）を取り消すべき場合において、さらに審判をさせる必要があると認めるとときは、その理由を示して事件を公正取引委員会に差し戻すことができる。

第八十一条	(略)	第七十八条	(略)
		② 第七十九条	(略)
	②・③ (略)	② 第八十三条の二	(略)

第八十三条の五	(略)	第八十三条の三	(略)
	②・③ (略)	② 第八十三条の四	(略)
	②・④ (略)	② 第八十三条の四	(略)

②～⑤ (略)

第八十二条 (略)
②～⑤ (略)

第八十三条 (略)
②・③ (略)

第八十四条の四 前条に規定する罪に係る事件について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二条の規定により第八十四条の二第一項各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所も、その事件を管轄することができる。

第八十五条 次に掲げる訴訟及び事件は、東京地方裁判所の管轄に専属する。
一 排除措置命令等に係る行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟

二 第七十一条の四第一項、第七十条の五第一項及び第二項、第九十七条並びに第九十八条に規定する事件

第八十五条の二 第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟の第一審の裁判権は、東京地方裁判所に属する。

第八十六条 東京地方裁判所は、第八十五条各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

②～⑤ (略)

第八十三条の六 (略)
②～⑤ (略)

第八十三条の七 (略)
②・③ (略)

第八十四条の四 前条に規定する罪に係る事件については、刑事訴訟法第二条の規定により第八十四条の二第一項各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所も、その事件を管轄することができる。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

一 公正取引委員会の審決に係る行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟（同条第五項から第七項までに規定する訴訟を除く。）
二 第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟

第八十六条 第七十一条の六第一項、第七十条の七第一項（第七十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第七十条の十三第一項、第九十七条及び第九十八条に規定する事件は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

- ② 前項の規定にかかわらず、東京地方裁判所は、同項の訴訟及び事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。
- ③ 前項の場合には、判事補は、同時に三人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

第八十七条 東京地方裁判所がした第八十五条第一号に掲げる訴訟若しくは第八十五条の二に規定する訴訟についての終局判断に対する控訴又は第八十五条第二号に掲げる事件についての決定に対する抗告が提起された東京高等裁判所においては、当該控訴又は抗告に係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができることとする。

第八十八条 排除措置命令等に係る行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟については、国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第六条の規定は、適用しない。

第九十条 次の各号のいずれかに該当するものは、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 排除措置命令又は競争回復措置命令が確定した後においてこれに従わないもの

第八十七条 東京高等裁判所に、第八十五条に掲げる訴訟事件及び前条に掲げる事件のみを取り扱う裁判官の合議体を設ける。

② 前項の合議体の裁判官の員数は、これを五人とする。

第八十八条 公正取引委員会の審決に係る行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟については、国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第六条の規定は、適用しない。

第九十条 次の各号のいずれかに該当するものは、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 排除措置命令又は第六十五条若しくは第六十七条第一項の審決が確定した後においてこれに従わないもの

第九十二条の二 第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法第百五十四条又は第百六十六条の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月

以上十年以下の懲役に処する。

② 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四十七条第一項第一号又は第二項の規定による事件関係人又は参考人にに対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第四十七条第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第四十七条第一項第三号又は第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

四 第四十七条第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第九十四条の二 第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者は、二十万円以下の罰金にする。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四十七条第一項第一号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による事件関係人又は参考人にに対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第四十七条第一項第二号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第四十七条第一項第三号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

四 第四十七条第一項第四号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第九十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者

二 第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法第五十四条又は第一百六十六条の規定による参考人又は鑑定人

に對する命令に違反して宣誓をしない者

第九十八条 第七十一条の四第一項の規定による裁判に違反したものは、三十万円以下の過料に処する。

第九十八条 第七十一条の十三第一項の規定による裁判に違反したものは、三十万円以下の過料に処する。

○中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）（附則第十七条関係）

改 正 案

現 行

（所掌事務等）

（所掌事務等）

第四条
（略）

第四条
（略）

2 5 7
第四条
（略）

2 5 7
第四条
（略）

8 公正取引委員会は、中小企業等協同組合が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十二条各号の要件を備える組合でないと認める場合又は中小企業等協同組合の組合員が実質的に小規模の事業者でないと認める場合において、同法第五十条第一項の規定による通知をしたときは、その旨を中小企業庁に通知しなければならない。

9
（略）

8 公正取引委員会は、中小企業等協同組合が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十二条各号の要件を備える組合でないと認める場合又は中小企業等協同組合の組合員が実質的に小規模の事業者でないと認める場合において、同法第四十九条第五項の規定による通知をしたときは、その旨を中小企業庁に通知しなければならない。

○輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）（附則第十七条関係）

改正案

現行

（公正取引委員会との関係）

第三十四条（略）

（略）

3 2 公正取引委員会は、前条第一項第一号に該当すると認める場合において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第五十条第一項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

3 2 公正取引委員会は、前条第一項第一号に該当すると認める場合において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十九条第五項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

○水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（附則第十八条関係）

改 正 案

現 行

（公正取引委員会の排除措置命令による脱退）

第九十五条の二 組合員は、第九十六条第二項で準用する第二十七条第一項各号に掲げる事由によるほか、次条及び第九十五条の四の規定による公正取引委員会の確定した排除措置命令によつて脱退する。

（公正取引委員会の排除措置命令による脱退）

第九十五条の二 組合員は、第九十六条第二項で準用する第二十七条第一項各号に掲げる事由によるほか、次条から第九十五条の五までの規定による公正取引委員会の確定した排除措置命令によつて脱退する。

第九十五条の四 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで、第四十五条、第四十七条から第六十一条まで、第六十五条第一項及び第二項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六、第七十条の七、第七十条の九から第七十条の十二まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十五条（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十七条並びに第八十八条の規定を準用する。

第九十五条の四 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで、第五十二条、第五十五条第一項及び第三項から第五項まで、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条第一項、第六十条から第六十四条まで、第六十六条、第六十八条、第六十九条第一項及び第二項、第七十条、第七十条の二第一項から第三項まで、第七十条の三から第七十条の五まで、第七十条の八、第七十条の十二第二項、第七十条の十五から第七十条の十七まで、第七十条の十九から第七十条の二十二まで、第七十五条から第八十二条まで並びに第八十八条の規定を準用する。

（東京高等裁判所の管轄権）

第九十五条の五 前条の規定による公正取引委員会の審決に係る訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

2 前項に掲げる訴訟事件は、私的独占禁止法第八十七条第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議体が取り扱うものとする。

第一百三十二条 削除

第一百三十二条 第九十五条の四において準用する私的独占禁止

法第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第百五十四条又は第百六十六条の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。
2 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第一百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第一号又は第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- 二 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者
- 三 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第三号又は第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者
- 四 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一百三十四条 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情

第一百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第一号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- 二 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第二号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者
- 三 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第三号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

第一百三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者
- 二 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法第二百五十四条又は第二百六十六条の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

改 正 案

（法定脱退）

現 行

（法定脱退）

（法定脱退）

現 行

第十九条 組合員は、次の事由によつて脱退する。

一・三 （略）

四 第百七条及び第百八条の規定による公正取引委員会の確定した排除措置命令

五 （略）

2・3 （略）

第一百八条 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで（公正取引委員会の権限）、第四十五条、第四十七条から第六十一条まで、第六十五条第一項及び第二項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六、第七十条の七、第七十条の九から第七十条の十二まで（事実の報告、事件の調査、排除措置命令その他事件処理の手続）、第七十五条、第七十六条（雑則）、第七十七条、第八十五条（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十七条並びに第八十八条（訴訟）の規定を準用する。

第一百九条及び第一百十条 削除

第十九条 組合員は、次の事由によつて脱退する。

一・三 （略）

四 第百七条から第百九条までの規定による公正取引委員会の確定した排除措置命令

五 （略）

2・3 （略）

第一百八条 前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで（公正取引委員会の権限）、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで、第五十二条、第五十五条第一項及び第三項から第五項まで、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条第一項、第六十条から第六十四条まで、第六十六条、第六十八条、第六十九条第一項及び第二項、第七十条、第七十条の二第一項から第三項まで、第七十条の三から第七十条の五まで、第七十条の八、第七十条の十二第二項、第七十条の十五から第七十条の十七まで、第七十条の十九から第七十条の二十二まで（事実の報告、事件の調査、排除措置命令、審判、審決その他事件処理の手続）、第七十五条、第七十六条（雑則）、第七十七条から第八十二条まで並びに第八十八条（訴訟）の規定を準用する。

（東京高等裁判所の管轄権）

2| 第一百九条 前条の規定による公正取引委員会の審決に係る訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。
前項に掲げる訴訟事件は、私的独占禁止法第八十七条第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議体

第一百六条 削除

第一百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第一号又は第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- 二 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に對する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者
- 三 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第三号又は第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

四 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七条第

が取り扱うものとする。

第一百十条 削除

第一百六条 第百八条において準用する私的独占禁止法第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第二百五十四条又は第二百六十六条の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

- 2 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を輕減し、又は免除することができる。

第一百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第一号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- 二 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第二号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による鑑定人に對する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者
- 三 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第三号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

四 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七条第

一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一百八条 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者

二 第百八条において準用する私的独占禁止法第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法第百五十四条又は第一百六十六条の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

○不当景品類及び不当表示防止法（昭和二十七年法律第百三十四号）（附則第二十二条関係）

改 正 案

254
（協定又は規約）
第十一條　（略）

5 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条第一項及び第二項（同法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項及び第三項、第二十条第一項、第七十条の四第一項並びに第七十四条の規定は、第一項の認定を受けた協定又は規約及びこれらに基づいてする事業者又は事業者団体の行為には、適用しない。

現 行

254
（協定又は規約）
第十一條　（略）

5 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条第一項及び第二項（同法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項及び第三項、第二十条第一項、第七十条の十三第一項並びに第七十四条の規定は、第一項の認定を受けた協定又は規約及びこれらに基づいてする事業者又は事業者団体の行為には、適用しない。

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）（附則第二十三条関係）

	附 則	改 正 案	附 則	現 行
3	第五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下この条並びに附則第七条及び第八条において「新私的独占禁止法」という。）第七条の二第一項（新私的独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二項に規定する違反行為（旧法第七条の二第一項（旧法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）について新私的独占禁止法第六十二条第四項において読み替えて準用する新私的独占禁止法第五十条第一項の規定による通知をする場合において当該違反行為が平成十八年一月四日前に開始され、同日以後になくなつたものであるときは、当該違反行為のうち同日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。	第五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下この条並びに附則第七条及び第八条において「新独占禁止法」という。）第五十条第六項において読み替えて準用する新独占禁止法第四十九条第五項の規定による通知をする場合において当該違反行為が平成十八年一月四日前に開始され、同日以後になくなつたものであるときは、当該違反行為のうち同日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。	第五条 前条第一項に規定する違反行為について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下この条並びに附則第七条及び第八条において「新独占禁止法」という。）第五十条第六項において読み替えて準用する新独占禁止法第四十九条第五項の規定による通知をする場合において当該違反行為が平成十八年一月四日前に開始され、同日以後になくなつたものであるときは、当該違反行為のうち同日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。	第五条 前条第一項に規定する違反行為について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下この条並びに附則第七条及び第八条において「新独占禁止法」という。）第五十条第六項において読み替えて準用する新独占禁止法第四十九条第五項の規定による通知をする場合において当該違反行為が平成十八年一月四日前に開始され、同日以後になくなつたものであるときは、当該違反行為のうち同日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。
2	2 新私的独占禁止法第七条の二第一項（新私的独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二項に規定する違反行為（旧法第七条の二第一項（旧法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）について新私的独占禁止法第六十二条第四項において読み替えて準用する新私的独占禁止法第五十条第一項の規定による通知をする場合において当該違反行為が平成十八年一月四日前に開始され、同日以後になくなつたものであるときは、当該違反行為のうち同日前に係るものについては、課徴金の額の計算（売上額に乗ずる率に限る。）については、なお従前の例による。	2 前条第二項に規定する違反行為について新独占禁止法第五十条第六項において読み替えて準用する新独占禁止法第四十九条第五項の規定による通知をする場合において当該違反行為が平成十八年一月四日前に開始され、同日以後になくなつたものであるときは、当該違反行為のうち同日前に係るものについての課徴金の額の計算（売上額に乗ずる率に限る。）については、なお従前の例による。	2 前条第二項に規定する違反行為について新独占禁止法第五十条第六項において読み替えて準用する新独占禁止法第四十九条第五項の規定による通知をする場合において当該違反行為が平成十八年一月四日前に開始され、同日以後になくなつたものであるときは、当該違反行為のうち同日前に係るものについての課徴金の額の計算（売上額に乗ずる率に限る。）については、なお従前の例による。	2 前条第二項に規定する違反行為について新独占禁止法第五十条第六項において読み替えて準用する新独占禁止法第四十九条第五項の規定による通知をする場合において当該違反行為が平成十八年一月四日前に開始され、同日以後になくなつたものであるときは、当該違反行為のうち同日前に係るものについての課徴金の額の計算（売上額に乗ずる率に限る。）については、なお従前の例による。

新私的独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。」の規定の適用については、同項本文中「当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間）とあるのは、「平成十八年一月四日の前日までの期間と平成十八年一月四日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間とを合算した期間（当該合算した期間）とする」とする。

4 第二項の場合における新私的独占禁止法第七条の二第十九項本文及び第六十三条第一項本文の規定の適用については、これらの規定中「その額」とあるのは「その額中当該違反行為のうち平成十八年一月四日以後に係るものに対応する部分の金額」と、「控除した額」とあるのは「控除した額（当該対応する部分の金額が当該罰金額の二分の一を下回る場合には、零円）と当該違反行為のうち同日前に係るものに対応する部分の金額との合計額」とする。

5 第二項の場合における新私的独占禁止法第七条の二第十九項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第一項、第四項から第九項まで、第十一項若しくは第十二項の規定により計算した額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）附則第五条第四項の規定により読み替えて適用されるこの項本文に規定する合計額」とする。

6 第二項の場合における新私的独占禁止法第六十三条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「当該納付命令に係る課徴金の額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該変更後の額」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正す

占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。」の規定の適用については、同項本文中「当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間）とあるのは、「平成十八年一月四日の前日までの期間と平成十八年一月四日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間とを合算した期間（当該合算した期間）とする」とする。

4 第二項の場合における新独占禁止法第七条の二第十九項本文及び第五十一条第一項本文の規定の適用については、これらの規定中「その額」とあるのは「その額中当該違反行為のうち平成十八年一月四日以後に係るものに対応する部分の金額」と、「控除した額」とあるのは「控除した額（当該対応する部分の金額が当該罰金額の二分の一を下回る場合には、零円）と当該違反行為のうち同日前に係るものに対応する部分の金額との合計額」とする。

5 第二項の場合における新独占禁止法第七条の二第十九項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第一項、第四項から第九項まで、第十一項若しくは第十二項の規定により計算した額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）附則第五条第四項の規定により読み替えて適用されるこの項本文に規定する合計額」とする。

6 第二項の場合における新独占禁止法第五十一条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「当該納付命令に係る課徴金の額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該変更後の額」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正す

正する法律（平成十七年法律第三十五号）附則第五条第四項の規定により読み替えて適用されるこの項本文に規定する合計額「計額」とする。

（審決及び納付命令に関する経過措置）

第7条（略）

3 2 第7条（略）

旧法第四十八条第四項、第五十三条の三又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による審決（旧法第八条の四第一項に規定する措置を命ずるものを除く。）が確定した場合において、当該審決を受けた者が平成十八年一月四日以後においてこれに従わないときは、当該審決を新私的独占禁止法の規定により確定した排除措置命令とみなして、新私的独占禁止法第九十条第三号、第九十二条、第九十五条第一項第二号及び第三号（新私的独占禁止法第九十条第三号に係る部分に限る。）、第二項第二号及び第三号（新私的独占禁止法第九十条第三号に係る部分に限る。）並びに第五項、第九十五条の二並びに第九十五条の三の規定を適用する。

第八条 旧法第四十八条第四項、第五十三条の三又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による審決（旧法第八条の四第一項に規定する措置を命ずるものを除く。）を受けた者が平成十八年一月四日以後においてこれに違反しているときは、当該審決を新私的独占禁止法の規定による排除措置命令とみなして、新私的独占禁止法第九十七条の規定を適用する。

（審決及び納付命令に関する経過措置）

第7条（略）

3 2 第7条（略）

旧法第四十八条第四項、第五十三条の三又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による審決（旧法第八条の四第一項に規定する措置を命ずるものを除く。）が確定した場合において、当該審決を受けた者が平成十八年一月四日以後においてこれに従わないときは、当該審決を新独占禁止法の規定により確定した排除措置命令とみなして、新独占禁止法第九十条第三号、第九十二条、第九十五条第一項第二号及び第三号（新独占禁止法第九十条第三号に係る部分に限る。）、第二項第二号及び第三号（新独占禁止法第九十条第三号に係る部分に限る。）並びに第五項、第九十五条の二並びに第九十五条の三の規定を適用する。

第八条 旧法第四十八条第四項、第五十三条の三又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による審決（旧法第八条の四第一項に規定する措置を命ずるものを除く。）を受けた者が平成十八年一月四日以後においてこれに違反しているときは、当該審決を新独占禁止法の規定による排除措置命令とみなして、新独占禁止法第九十七条の規定を適用する。

る法律（平成十七年法律第三十五号）附則第五条第四項の規定により読み替えて適用されるこの項本文に規定する合計額「計額」とする。

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）（附則第二十四条関係）

改 正 案

附 則

第五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（次条から附則第八条まで、附則第十五条及び附則第十六条第二項において「新私的独占禁止法」という。）第七条の二第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為についてこれらの規定に基づいてこれらによる課徴金の納付を命ずる場合において、当該違反行為が施行日前に開始され、施行日以後になくなつたものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

第五条 新独占禁止法第七条の二第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為についてこれらの規定による課徴金の納付を命ずる場合において、当該違反行為が施行日前に開始され、施行日以後になくなつたものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

第六条 新私的独占禁止法第七条の二第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が同条第八項各号に規定する行為に相当する行為をし、かつ、施行日前に既に当該行為がなくなつてゐる場合における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の計算については、同項及び同条第九項の規定を適用しない。

第六条 新独占禁止法第七条の二第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が同条第八項各号に規定する行為に相当する行為をし、かつ、施行日前に既に当該行為がなくなつてゐる場合における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の計算については、同項及び同条第九項の規定を適用しない。

2 新私的独占禁止法第七条の二第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が同条第八項各号に規定する行為に該当する行為をした場合（施行日以後にした場合に限る。）における当該行為に係る違反行為のうち施行日前に係るものについての課徴金の額の計算については、同項及び同条第九項の規定を適用しない。

3 新私的独占禁止法第七条の二第二十四項の規定は、旧独占禁止法第七条の二第一項若しくは第二項に規定する違反行為をし

2 新独占禁止法第七条の二第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が同条第八項各号に規定する行為に該当する行為をした場合（施行日以後にした場合に限る。）における当該行為に係る違反行為のうち施行日前に係るものについての課徴金の額の計算については、同項及び同条第九項の規定を適用しない。

3 新独占禁止法第七条の二第二十四項の規定は、旧独占禁止法第七条の二第一項若しくは第二項に規定する違反行為をし

をした事業者（会社以外の法人に限る。）が施行日前に合併により消滅した場合における合併後存続し、又は合併により設立された法人及び当該違反行為をした事業者（会社に限る。）が施行日前に合併により消滅した場合における合併後存続し、又は合併により設立された会社以外の法人については、適用しない。

4 新私的独占禁止法第七条の二第二十五項（新私的独占禁止法第二十条の七において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に新私的独占禁止法第七条の二第一項、第二項若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる处分又は同法第二百二条第一項に規定する処分が行われた場合（当該処分が行われなかつたときは、当該違反行為について新私的独占禁止法第六十二条第四項において読み替えて準用する新私的独占禁止法第五十条第一項の規定による通知（以下「事前通知」という。）が行われた場合）における新私的独占禁止法第七条の二第二十五条に規定する特定事業承継子会社等について適用する。

（審決及び納付命令に関する経過措置）

第七条 新私的独占禁止法第七条の二第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、同条第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は同法第二百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当

た事業者（会社以外の法人に限る。）が施行日前に合併により消滅した場合における合併後存続し、又は合併により設立された法人及び当該違反行為をした事業者（会社に限る。）が施行日前に合併により消滅した場合における合併後存続し、又は合併により設立された会社以外の法人については、適用しない。

4 新独占禁止法第七条の二第二十五項（新独占禁止法第二十条の七において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に新独占禁止法第七条の二第一項、第二項若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げる处分又は新独占禁止法第二百二条第一項に規定する処分が行われた場合（当該処分が行われなかつたときは、当該違反行為について新独占禁止法第五十条第六項において読み替えて準用する新独占禁止法第四十九条第五項の規定による通知（以下「事前通知」という。）が行われた場合）における新独占禁止法第七条の二第二十五項に規定する特定事業承継子会社等について適用する。

（審決及び納付命令に関する経過措置）

第七条 新独占禁止法第七条の二第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、同条第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は新独占禁止法第二百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為

該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改める法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「平成法律（以下「平成十八年一月改正前独占禁止法」という。）」第七条の二第一項の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令についての審判手続の開始を請求することなく平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条の二第五項に規定する期間を経過している場合に限る。）又は平成十八年一月改正前独占禁止法第五十四条の二第一項の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該命令又は審決を新私的独占禁止法第七条の二第一項の規定による命令であつて確定しているものとみなして、同条第七項及び第九項の規定を適用する。

2 新私的独占禁止法第七条の二第七項及び第九項の規定は、同条第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は同法第二百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、旧独占禁止法第七条の二第六項第一号に規定する命令、通知若しくは審決又は同項第二号に規定する命令、通知若しくは審決を受けたことがある者である場合における当該課徴金の額の計算についても、適用する。

（審決及び排除措置命令に関する経過措置）

第八条 新私的独占禁止法第二十条の二の規定の適用について

について事前通知を受けた日から遡り十年以内に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「平成十八年一月改正前独占禁止法」という。）第七条の二第一項の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令についての審判手続の開始を請求することなく平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条の二第五項に規定する期間を経過している場合に限る。）又は平成十八年一月改正前独占禁止法第五十四条の二第一項の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該命令又は審決を新独占禁止法第七条の二第一項の規定による命令であつて確定しているものとみなして、同条第七項及び第九項の規定を適用する。

2 新独占禁止法第七条の二第七項及び第九項の規定は、同条第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は新独占禁止法第二百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、旧独占禁止法第七条の二第六項第一号に規定する命令、通知若しくは審決又は同項第二号に規定する命令、通知若しくは審決を受けたことがある者である場合における当該課徴金の額の計算についても、適用する。

（審決及び排除措置命令に関する経過措置）

第八条 新独占禁止法第二十条の二の規定の適用については、

は、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新私的独占禁止法第二条第九項第一号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新私的独占禁止法第二条第九項第一号に規定する行為に相当するものに限る。）又は旧独占禁止法第十九号に規定する行為に相当するものに限る。）若しくは旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決又は命令を新私的独占禁止法第二十条の二の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

2

新私的独占禁止法第二十条の三の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新私的独占禁止法第二条第九項第二号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十八年一月改正前

当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新独占禁止法第二条第九項第一号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）又は旧独占禁止法第十九号に規定する行為に相当するものに限る。）若しくは旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の二の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

2

新独占禁止法第二十条の三の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新独占禁止法第二条第九項第二号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十八年一月改正前

独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新私的独占禁止法第二条第九項第二号に規定する行為に相当するものに限る。）について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決又は命令を新私的独占禁止法第二十条の三の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

3 新私的独占禁止法第二十条の四の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について新私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる处分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新私的独占禁止法第二条第九項第三号に規定する行為（新私的独占禁止法第二条第九項第三号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新私的独占禁止法第二条第九項第三号に規定する行為に相当するものに限る。）について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたこ

第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新独占禁止法第二条第九項第二号に規定する行為に相当するものに限る。）について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の三の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

3 新独占禁止法第二十条の四の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げる处分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新独占禁止法第二条第九項第三号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新独占禁止法第二条第九項第三号に規定する行為に相当するものに限る。）について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたこ

す場合のものに限る。)を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該審決又は命令を新私的独占禁止法第二十条の四の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

4 新私的独占禁止法第二十条の五の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について新私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内(当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内)に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新私的独占禁止法第二十条の四の規定による命令であつて確定しているものとみなす)を受けていたとき(当該審決又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新私的独占禁止法第二十条の四の規定による命令であつて確定しているものとみなす)を受けていたとき)は、当該審決又は命令を新私的独占禁止法第二十条の五の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

(文書提出命令の特則についての経過措置)

第十五条 新私的独占禁止法第八十条から第八十三条までの規定は、施行日以後に提起された訴えについて適用し、施行日

とがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の四の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

4 新独占禁止法第二十条の五の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内(当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内)に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新独占禁止法第二十条の四の規定による命令であつて確定しているものとみなす)を受けていたとき(当該審決又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新独占禁止法第二十条の四の規定による命令であつて確定しているものとみなす)を受けていたとき)は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の四の規定による命令であつて確定している場合に限る。)又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新独占禁止法第二十条の四の規定による命令であつて確定しているものとみなす)を受けていたとき(当該命令が確定している場合に限る。)若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限る。)を受けたことがあるとき(当該審決又は命令を新私的独占禁止法第二十条の五の規定による命令であつて確定しているものとみなす)。

(文書提出命令の特則についての経過措置)

第十五条 新独占禁止法第八十三条の四から第八十三条の七までの規定は、施行日以後に提起された訴えについて適用し、

前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

施行日前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

(求意見制度についての経過措置)

第十六條

(略)

2 新私的独占禁止法第八十四条第二項において準用する同条第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償の請求について適用し、同日前に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された同条の規定による損害賠償の請求については、なお従前の例による。

(求意見制度についての経過措置)

第十六條

(略)

2 新独占禁止法第八十四条第二項において準用する同条第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償の請求について適用し、同日前に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された同条の規定による損害賠償の請求については、なお従前の例による。